

川崎市幸区選挙管理委員会告示第15号

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年川崎市幸区選挙管理委員会告示第18号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年3月23日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 乙 訓 豊 詞

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年川崎市幸区選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

（1）電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第14条の表の1の項中「個人番号カードに記録された」を削り、「提示」の次に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の委員会への送信」を加え、

同表中

「

2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄（1）に掲げる措置
--------------------	----------------

」

を

「

2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の委員会への提供 (1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 (2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項
3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の委員会への提供 (1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号 (3) 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号
4 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄（1）に掲げる措置

」

に改める。

附 則

この規程は、令和8年3月23日から施行する。